

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

事業主体名 事業の種類 縦覧場所
日高町土地改良区 維持管理 北海道日高支庁
門別土地改良区 同 同

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業支援課)	15
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定…………… (農業支援課)	15
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	15
○道路の供用の開始…………… (道路課)	15
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	15
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 …………… (会計事務センター)	16
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件) ……………	16
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	17
道公安委員会規則	
○猟銃安全指導委員運営規則……………	17

告 示

北海道告示第795号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成21年12月1日、てしおがわ土地改良区の定款の変更を認可した。
平成21年12月11日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第796号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。
その関係書類は、平成21年12月15日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成21年12月11日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第797号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（士別地区地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕（暗きょ排水、区画整理、農業用排水施設、除れき））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成21年12月15日から20日間、一般の縦覧に供する。
なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。
また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。
平成21年12月11日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第798号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成21年12月11日
北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 砂川奈井江美唄線 北海道札幌土木現業所	美唄市東5条10丁目1453番12地先から 同市東5条10丁目1453番987地先まで	平成21.12.18
道道 和寒鷹栖線 北海道旭川土木現業所	上川郡鷹栖町9513番4地先から同町 9512番4地先まで	同 21.12.14

北海道告示第799号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告

示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年12月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 オシラネップ原野濁川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
紋別郡滝上町字オシラネップ原野3610番1地先から	前	10.00mから 31.00mまで	6,102.00m	—
同町字オシラネップ原野1724番7地先まで	後	11.50mから 60.00mまで	6,000.00m	—

北海道告示第800号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年12月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項道東あさひ農業協同組合の事項を次のように改める。
道東あさひ農業協同組合 平成21. 4. 1 道東あさひ農業協同組合西春別支所

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第39号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年12月11日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 5台
- 2 落札を決定した日
平成21年11月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社アイエスエフネット
(2) 住 所 東京都港区赤坂8-4-14 青山タワープレイス8階
- 4 落札金額
553,875円
- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年10月27日付け北海道石狩支庁告示第33号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道石狩支庁地域振興部総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道空知支庁告示第132号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年12月11日

北海道空知支庁長 坂 井 秀 利

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 乗用自動車 1台
- (2) 貨物兼乗用自動車 1台

2 落札を決定した日

平成21年11月19日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 札幌日産自動車株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西17丁目1番地23
- (2)ア 氏 名 札幌トヨタ自動車株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目3番地8

4 落札金額

- (1) 1,613,850円
- (2) 1,057,831円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年10月20日付け北海道空知支庁告示第120号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道空知支庁地域振興部総務課
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道胆振支庁告示第102号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年12月11日

北海道胆振支庁長 中 岡 正 憲

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪トラック 1台
- (2) 除雪トラック 1台
- (3) 除雪グレーダ (3.7m級) 1台
- (4) 除雪ドーザ (11t級) 1台

2 落札を決定した日

平成21年11月19日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 日産ディーゼル北海道販売株式会社
イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号
- (2)ア 氏 名 北海道日野自動車株式会社
イ 住 所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番15号
- (3)ア 氏 名 キャタピラー北海道株式会社
イ 住 所 札幌市清田区里塚2条6丁目3番5号
- (4)ア 氏 名 北海道川重建機株式会社
イ 住 所 北広島市大曲中央1丁目2番2号

4 落札金額

- (1) 29,536,500円
- (2) 22,739,220円
- (3) 21,065,000円
- (4) 10,180,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年10月2日付け北海道胆振支庁告示第91号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル3階

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第83号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年12月11日

北海道教育庁石狩教育局長 宮 内 敏 文

1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1月当たりの単価)

パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 126台 (高等学校普通科用)

2 落札を決定した日

平成21年11月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 リコーリース株式会社
- (2) 住 所 東京都江東区東雲1丁目7番12号

4 落札金額

290,167円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年10月16日付け北海道教育庁石狩教育局告示第43号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 公 安 委 員 会 規 則

猟銃安全指導委員運営規則をここに公布する。

平成21年12月11日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第18号

猟銃安全指導委員運営規則

(趣旨)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第28条の2の猟銃安全指導委員の運営については、法及び猟銃安全指導委員規則(平成21年国家公安委員会規則第12号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(活動区域)

第2条 猟銃安全指導委員の活動区域は、警察署の管轄区域とする。

(委嘱手続)

第3条 法第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱は、委嘱状(別記第1号様式)によりするものとする。

2 前項の委嘱をしたときは、その者の氏名、連絡先及び活動区域を警察署の掲示板に掲示

し、又はこれに準ずる適当な方法で当該活動区域に居住する猟銃所持者その他の関係者に周知するものとする。

（解嘱等の手続）

第4条 猟銃安全指導委員規則第8条本文の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書（別記第2号様式）によりするものとする。

2 法第28条の2第7項の規定による猟銃安全指導委員の解嘱をしたときは、その旨を解嘱通知書（別記第3号様式）によりその者に通知するものとする。ただし、その者の所在が不明であるため通知をすることができないときは、この限りでない。

3 猟銃安全指導委員の辞職の承認をしたときは、その旨を辞職承認通知書（別記第4号様式）によりその者に通知するものとする。

4 第2項の解嘱又は前項の承認をしたときは、速やかに、その旨及びその年月日を前条第2項の規定の例により周知するものとする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、猟銃安全指導委員の運営に関し必要な事項は、北海道警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

委 嘱 状			
(氏名)			
殿			
(委嘱事項) 銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の規定により猟銃安全指導委員に委嘱します			
委嘱期間	年	月	日から
	年	月	日まで
活動区域			
年 月 日			

公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第4条関係）

弁 明 通 知 書		
第	年	号
月	日	日
殿		
公安委員会 印		
銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱する予定であるので、猟銃安全指導委員規則第8条本文の規定に基づき、次のとおり通知します。		
記		
1 解嘱の理由		
2 弁明を聴く日時及び場所		
(留意事項) 上記の日時に上記の場所に出頭しない場合には、あなたの弁明を聴かないで、解嘱することがありますので、やむを得ない理由により出頭することができないときは、 月 日までに、担当 (電話) に連絡してください。		

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第4条関係）

解 嘱 通 知 書

殿

年 月 日をもって銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の
規定により猟銃安全指導委員を解嘱したので通知します

年 月 日

公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第4条関係）

辞 職 承 認 通 知 書

殿

猟銃安全指導委員の辞職を承認したので通知します

年 月 日

公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

